

(社) 日本原子力学会 標準委員会 原子燃料サイクル専門部会
第14回 クリアランスレベル検認分科会 (F8SC) 議事録 (案)

1. 日時 2004年7月27日 (火) 13:30~17:30

2. 場所 (社) 日本原子力学会会議室

3. 出席者 (順不同, 敬称略)

(出席委員) 川上 (主査), 山本 (副主査), 沼田 (幹事), 井口, 伊藤, 大越, 川崎,
黒田, 後藤, 白鳥, 杉浦, 中田, 服部, 柳原 (14名)

(代理出席委員) 池田 (畠山代理), 三本木 (藤原代理) (2名)

(欠席委員) 池沢, 山名 (2名)

(常時参加者) 織田澤, 武部, 新堀, 箱崎, 平野, 松本, 真鍋, 村松, 安田 (9名)

(発言希望者) 山中 (1名)

(傍聴者) 高岡 (1名)

(事務局) 阿久津

4. 配付資料

F8SC14-1 第13回 クリアランスレベル検認分科会議事録 (案)

F8SC14-2 標準委員会の活動概況

F8SC14-3 学会標準原案 (本文, 規定, 参考, 解説)

参考資料

F8SC14-参考1 委員一覧

F8SC14-参考2 「クリアランスレベル検認方法 (案)」へのコメント一覧 (標準委員会)

F8SC14-参考3 「クリアランスレベル検認」の検討経緯と今後の予定

5. 議事

(1) 出席委員の確認

事務局より、18名の委員中、14名の委員及び2名の代理委員の出席があり、決議に必要な委員数（12名以上）を満足している旨の報告があった。また、山中 武 氏（(独)原子力安全基盤機構）より発言希望者として、高岡 浩一 氏（東電環境エンジニアリング（株））より傍聴者としての届出が事務局を通じて主査に出されており、主査がこれを了承している旨、紹介された。さらに常時参加者が紹介された。

(2) 前回議事録の確認

事務局より、F8SC14-1に沿って前回議事録の確認が行われ、承認された。

(3) 標準委員会の活動状況について

事務局より、F8SC14-2に沿って標準委員会の活動状況について説明された。

(4) 「クリアランスレベル検認方法（案）」へのコメント内容について

沼田幹事より、F8SC14-参考2に沿って説明され、次の議論があった。

- ・「質量放射能濃度」という用語は一般的ではないので定義を入れた方がよい。(井口)
- ・「濃度」は「比放射能」に変更すべきとの標準委員会コメントがあり、比放射能とすると意味が異なるため、質量放射能濃度とした。定義を追記する。(川上)
- ・本体（F8SC14-3）P.1序文の上から8行目以降の「規制当局が適切な関与」、「規制当局による確認が必要」と、「規制当局」が連続して記載されている部分はいくどいので修正した方がよい。(大越) → 拝承。(黒田)
- ・本体（F8SC14-3）P.1の22行目の「なお」以降の「クリアランス判断」と「汚染がないことが明かな物」は同一のものを指していると混同する。(大越)
- ・「放射性廃棄物でない廃棄物」を削除しているが、これは原子力安全委員会決定の用語である。(川上)
- ・放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いについては、解説10に記載した。(黒田)
- ・放射性廃棄物でない廃棄物はクリアランス判断とは別である。本標準は「クリアランスの判断方法」であるのに、いきなり放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いが出てくるので、分かりにくくなっている。(柳原)
- ・手順としては、放射性廃棄物でない廃棄物を区分し、次にクリアランスを判断することになる。「区分」という言い方が適切でないとのコメント対応として、放射性廃棄物でない廃棄物についても「判断」とした。(黒田)
- ・本標準は「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法と「クリアランス」の判断方法を入れるのではないか。そこに対して「クリアランス判断とは別に」と記載するから分かりにくくなる。(山本, 柳原)

- ・本体 (F8SC14-3) P. 1の22～23行目について「クリアランス判断とは別に」を削除し、「汚染がないことが明らかな物」を「放射性廃棄物でない廃棄物」に記載を変更する。(沼田)

(5) 学会標準原案 (本文, 規定, 参考, 解説) について

本体及び関連する附属書・解説毎に, F8SC14-3に沿って, 説明され, それぞれ次の議論があった。

- a. 沼田幹事より「1.」及び「2.」, 後藤委員より「3.1」及び「3.3.1」, 中田委員より「3.2」, 「3.3.2」及び「3.6」ならびに川崎委員より「3.4」及び「3.5」について, それぞれ関連附属書, 解説を含め説明された。
- ・本体P. 3のv)の次に, 「質量放射能濃度」の定義を入れる。(沼田)
 - ・F検定, t検定の用語の定義を入れる必要はないか。(新堀)
 - ・数行で書ける内容ではないので, 参照文献を入れることとする。(川上)
 - ・本体P. 7のb)の1.1)は状態を, 1.2)は行為を示しているため, 表現を揃えた方がよい。(白鳥)
 - ・1.1)は平均濃度, 1.2)は最大濃度で評価することを要求しているのだから, そのように記載すればよい。1回で取り扱う範囲が評価単位であり, 条件がバラつかないことは自明である。(山本)
 - ・b)の1.1)と1.2)を記載する必要はないのではないか。(川上)
 - ・順序として, a)評価単位の設定条件があり, さらにb)として重量制限を設けていることからb)の内容は削除できないが, 1.1)と1.2)という構成を止めて, 修正する。(黒田)
 - ・P. 7の3.5の局在汚染の取扱いについて, 放射性廃棄物安全小委員会報告書は, 事前評価において均一化することとなっている。小委員会報告書の方が均一化して局在汚染がない状態とするという, より深い表現となっているが, 標準にも反映しなくてよいか。(柳原)
 - ・解説1付図1には記載してあるが, 作業マニュアルに書く内容であることから, ここでは現状の表現に留める。(川上, 黒田)
 - ・「中性子線量当量率」と「中性子フルエンス率」が混在しているが, これは「中性子フルエンス率」としたのではなかったか。(井口)
 - ・「中性子線量当量率」となっている部分は, 実際に測定する部分であり, 使い分けている。(中田)
 - ・P. 8の3)の「その放射化計算結果への影響を確認する。」という部分は, 影響を確認するというよりは妥当性を確認するという意味ではないか。(井口)
 - ・「適合性を考慮する」と修正する。(中田)
 - ・P. 7の3.5のc)の「当該領域で1点を設定する。」という部分は, 1点を代表すること

により、その領域全てを測定することとなるため、「当該領域を一括して測定する。」と修正すること。(川上)

b. 後藤委員より「4.1」及び「4.3」、中田委員より「4.2」及び「6.」ならびに服部委員委員より「5.」について、それぞれ関連附属書、解説を含め説明された。

- ・附属書6のP.62は「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いであるため、確認は不要ではないか。クリアランス判断の一貫としては関係ない話と思う。「確認する」と記載してしまうと判断基準も必要ではないか。(大越、柳原)
- ・これは判断材料ではなく念のため確認するという位置付けである。(黒田、中田)
- ・「注意する」という意味の表現とすること。(川上)→拝承。(中田)
- ・「放射性廃棄物でない廃棄物」については、書きすぎている。本体の第6章の代わりに3.1.1に原子力安全委員会報告書を参照することでよいと思う。(川上、大越)
- ・「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いは既に認められた方法であり、記載しておきたい。(中田)
- ・「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いをブレイクダウンすることは民間基準として要求されていないのではないか。(柳原)
- ・本体の第6章は残すとして、内容を簡略化し、原子力安全委員会報告書を参照することとする修文を行う。(川上)

説明終了後、主査より、本標準原案に対する審議が終了したため、分科会原案として承認いただき、専門部会に付議する旨提案され、細かい修正は主査一任とすることとし、決議の結果、全員一致で承認された。

(6)「クリアランスレベル検認」の今後の予定について

沼田幹事より、F8SC13-参考3に沿って説明された。

6. 今後の予定

専門部会、標準委員会のコメント状況により分科会開催が必要と判断された場合、別途調整する。

以上